

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第47号

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和31年佐賀県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第2条、第3条関係） 報酬及び職務の級表			別表（第2条、第3条関係） 報酬及び職務の級表		
職名	報酬日額	職務の級	職名	報酬日額	職務の級
略	略	略	略	略	略
佐賀県障害児通所給付費等 不服審査会委員	略	略	佐賀県障害児通所給付費等 不服審査会委員	略	略
			スポーツ振興審議会委員	9,500円	行政職6級

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。